

# 消費生活にゅーす



丹波県民局 地域共創課（丹波消費者センター）

〒669-3309 兵庫県丹波市柏原町柏原 688（TEL 0795-73-0690）

丹波の森公苑 消費担当（TEL 0795-72-2127）



## 消費生活トピックス



### 無料バスツアーでのトラブル

「日帰りの無料バスツアーに当選し、友人と参加した。ツアー中に立ち寄った敷物工場で高額なムートンを勧められ、迷っていたら出発時間が迫り焦って契約をしてしまった。よく考えると必要ない物だった」

「スーパー設置のハガキで応募したバス旅行に当選した。見学先のジュエリー工房で指輪を勧められ、断り切れずに分割で購入してしまったが高額なので返品したい」

懸賞等で当選し、無料または格安のバスツアーに参加したところ、途中で立ち寄った施設で高額な貴金属類や毛皮製品、布団類等を勧められたという相談が寄せられています。

その場の雰囲気にもまれたり、旅行で気分が高揚したりして、つい購入してしまうケースがみられます。冷静になり、本当に必要なものかを考え、必要がなければきっぱりと断ることが大切です。

要件を満たせば、クーリング・オフ等ができる場合もあります。あきらめず、早めに消費生活センター等に相談をしましょう。

### 契約書面の電子化に注意

2023年6月1日から、訪問販売等の事業者は契約書面を消費者の承諾が得られれば電子メールなどの電磁的方法で交付することが可能になりました。

トラブルを避けるため、事業者は次のようなルールを守らなければなりません。

- ・消費者の承諾を得る際には、必要事項をわかりやすく説明しなければならない。
- ・説明後は消費者が電子書面を読むのに必要な操作が可能、かつ、書面を保存した機器（パソコンやスマートフォン等）を日常的に使用していること、機器のセキュリティが整っていることを確認しなければならない。
- ・承諾取得に際しては、書面等に、氏名や説明内容を理解した旨を記入する方法でないといけない。
- ・承諾を得たときは、電子交付までに承諾を得たことを証する書面を交付しなければならない。
- ・電子書面を交付したことが消費者の機器に記録され、かつ、閲覧可能なことを確認しなければならない。

記録が到達した時がクーリング・オフ期間の開始日になります。



## 消費者月間事業



今年の消費者月間のテーマは「デジタルで快適、消費生活術～デジタル社会の進展と消費者の暮らし～」です。

社会のデジタル化が進む一方で、新たな消費者トラブルも発生しています。

丹波消費者センターでは、NIT 情報技術推進ネットワーク株式会社から、松尾由香里氏をお呼びし、「スマホやインターネットを正しく使う～仕組みを知って被害を防ぐ～」と題してお話をいただきました。



5月21日(日) 消費者月間講演会

講演後、「令和5年度・6年度 暮らしの安全・安心推進員」の委嘱状交付式が開催されました。

丹波地域では兵庫県から委託を受けた21名が、2年間に渡って、地域の消費生活のリーダーとして、消費生活に関するさまざまな相談への対応、情報の収集・提供や啓発活動を行うと共に高齢者等の見守り強化のために活動を行います。



交付式参加の推進員のみなさん

## 消費生活出前講座のご案内

「消費生活出前講座」は、丹波地域の消費者被害減少を目指し、住民の消費者力向上支援のため、悪質商法の手口や事例、クーリング・オフ等の対処法について、丹波県民局が委託をした講師が会場へ出向き、クイズやゲームを多用して楽しくわかりやすく説明をします。講師料は、完全無料です。お気軽にお申込・お問合せください。



《申込・問合せ先》

丹波の森公苑 消費担当

TEL：0795-72-2127 (代)

FAX：0795-72-5164

